

【茂原市都市計画区域】

1. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、千葉県ほぼ中央東部に位置し、東京から約 60 km、千葉市からは約 30 km、周囲は千葉市、市原市、大網白里市、白子町、長南町、長柄町、睦沢町、及び長生村に隣接している。また、温暖な気候と豊かな自然を有する良好な居住環境に恵まれた中で、天然ガス等の豊富な天然資源や広大な農地を背景に、バランスのとれた産業構造に支えられ、周辺地域における人口・商業・産業等の集積の場としてこれまで発展を遂げてきた。さらに令和 2 年 2 月には、茂原長柄スマートインターチェンジが開通したことにより、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）に係わる市内 3 か所すべてのインターチェンジ、スマートインターチェンジが利用できるようになり、広域道路ネットワークを活用した、新たな土地利用の展開が予想される。

これを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

●誰もが住み続けることができる 安全・安心な生活環境づくり

人口減少・少子高齢社会を迎え、将来にわたって持続可能な都市として維持・発展していくためには、都市を支える定住人口の確保が必要であり、子どもから高齢者、障害を持つ方まで、誰もが住みたい、住み続けたいと感じられるよう、生活利便性が高く、自然災害への備えも充実した、安全・安心で快適な都市づくりに取り組む。

●地域の中核都市にふさわしい 活力・にぎわいづくり

日常の買い物や就業の場として、長生・山武・夷隅地域の中核的な都市としての役割を担っていることから、本区域のみならず広域に波及する都市機能の維持・充実に努める。

また、茂原駅をはじめとする鉄道駅周辺や、国道 128 号などの幹線道路沿いに形成されている沿道型商業地、インターチェンジ・スマートインターチェンジ周辺の産業用地など、活力とにぎわいを支えるエリアでの更なる都市機能の充実に努める。

●茂原の歴史・風土・文化を活かした 魅力づくり

持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて、豊かな自然資源の保全・管理と都市的土地利用との調和など、地球環境に配慮した環境共生型の都市づくりを推進していくとともに、歴史・文化・風土を、地域の魅力として積極的に保全・活用し、ゆとりと豊かさを実感できる、魅力ある都市づくりに取り組む。

2) 地域毎の市街地像

・茂原駅周辺を広域に波及する多様な都市機能を有する本市の中心拠点として位置づけ、面的な市街地整備を計画的に進めながら、商業・業務、行政、文化、医療・福祉など、多様な都市機能の維持・充実に取り組む。

・本納駅周辺を、中心都市拠点と相互に補完・連携する本区域北部の核として、都市機能の

充実と新たな活力の創出を目指す拠点と位置づけ、新たなまちづくりにあたっては、地域住民が主体となった新たな魅力・活力の創出に資する土地利用構想をもとに、用途地域や地区計画等の見直しなどについて検討する。

- ・新茂原駅周辺を、地域住民の生活利便性を支える商業・交通機能等を有する拠点として位置づけ、既存都市機能の維持を図りながら、利便性向上に資する駅前環境の整備・改善等とともに、新たな都市機能の集積・誘導を図る。
- ・国道 128 号沿道拠点を、住民のみならず周辺都市の利便性とにぎわいを支える商業・業務・サービス機能を有した沿道型拠点として位置づけ、後背に広がる環境との調和を図りながら、沿道サービス機能の維持・充実に向けた一体的な環境づくりを推進していく。
- ・茂原公園や長生の森公園を市内外から多くの来訪者が集まる交流拠点として位置づけ、本市の歴史・文化資源や公園・緑地を活かすために、適切な管理と機能の拡充に取り組む。
- ・用途地域が指定された既存市街地は、住民生活の中心的な居住地及び商業・業務地としてその利便性と安全性の確保・充実を図る。
- ・農地や丘陵地など、本市が有する豊かな自然環境の保全・管理・活用を図るとともに、それらと調和した居住地の維持・改善を図る。
- ・圏央道のインターチェンジ及びスマートインターチェンジ周辺は、本市の広域的な玄関口となることから、更なる地域振興や新たな観光交流に資する土地利用について、適切に誘導を図る。

2. 主要な都市計画の決定の方針

1) 都市づくりの基本方針

①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

茂原駅周辺について、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業」による面的な市街地整備を計画的に進めながら、商業・業務、行政、文化、医療・福祉など、多様な都市機能の維持・充実に取り組む。本納駅周辺については、本区域の副次拠点として、中心都市拠点と相互に補完・連携する市北部の核として、都市機能の充実を図るとともに、新たな活力の創出を目指し、新茂原駅周辺については、地域住民の生活利便性を支える商業・交通機能等を有する拠点として、既存都市機能の維持を図りながら、利便性向上に資する駅前環境の整備・改善等とともに、新たな都市機能の集積・誘導を図る。

また、茂原駅、本納駅及び新茂原駅の鉄道各駅周辺地区と圏央道インターチェンジ周辺地区を結ぶ道路網や公共交通機関等の充実を図ることにより、拠点間がネットワークした集約型の都市構造の形成を目指す。さらに、中心拠点や副次拠点を中心に、鉄道駅や公共公益施設等のユニバーサルデザイン化を推進していく。

②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

圏央道のインターチェンジ及びスマートインターチェンジ周辺は、本市の広域的な玄関口となることから、更なる地域振興や新たな観光交流に資する土地利用について、適切に誘導を図る。

③激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針

近い将来に発生が予想される大規模地震や激甚化・頻発化する台風・大雨などの自然災害、モータリゼーションの進展に伴って増加する交通事故などから、住民、事業者、来訪者の生命と財産を守ることでできる環境づくりを引き続き行う。また、防災施設の整備拡充に努めるとともに、オープンスペースの確保、避難路や緊急物資等の輸送路となる道路等の整備に努める。また、河川・水路については、関係機関や周辺自治体との連携・協働を図りながら、改修や河川調節地、排水ポンプの整備を進めるとともに、流域全体で水害を軽減させる流域治水の推進により、都市の防災機能の向上を図る。さらに、土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。

④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

持続可能な都市環境の形成に向けて、公共施設における再生可能エネルギーの導入や公共交通の利用促進など、環境負荷の低減に資する取組みの一体的な展開に努める。

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

ア 茂原駅周辺地区

本区域の中心拠点として位置付け、茂原駅に至近であること等の利便性を生かして広域的サービスを提供する商業・業務施設が集積する土地利用を図る。

イ 新茂原駅周辺地区

地域住民の日常サービスを提供する商業・業務施設の維持・充実を図る。

ウ 本納駅周辺地区

中心都市拠点と相互に補完・連携する市北部の核として、商業・業務などの都市機能の充実を図る。

エ 国道 128 号沿道拠点

自動車交通の利便性を生かし、市民のみならず周辺都市の利便性とにぎわいを支える商業・業務・サービスの維持・充実を図る。

b 工業地

ア 茂原工業団地

既に基盤整備がなされ、企業立地も進んでいる地区であり、今後は良好な操業環境の維持・充実を図る。

イ 茂原にいはる工業団地

圏央道の波及効果の受け皿として企業立地が進んでいる地区であり、地区計画制度等を活用し、自然環境と調和のとれた良好な操業環境の維持・充実を図る。

ウ 東郷地区、市南東部地区

既存工業施設が立地している地区であり、茂原駅及び新茂原駅への至近性など立地の優位性や社会経済状況を踏まえ、引き続き既存工業の操業環境の維持・充実を図るとともに、知識集約型施設（研究開発等）や公共公益施設等の適切な誘導を図る。

c 住宅地

ア 茂原駅周辺地区

移住者・定住者の確保や市外への流出抑制に向けて、周辺環境への配慮を前提としつつ、利便性の高い生活環境を活かした中高層都市型居住の誘導を図る。

イ 本納駅周辺地区

駅西側に広がる複合市街地エリアにおいては、居住機能と生活利便性機能が一体となった暮らしやすい市街地の形成を目指すとともに、東側の拠点市街地エリアにおいては、新たな魅力・活力の創出に向けた都市機能の誘導や新市街地の整備を目指す。

ウ 一般居住地区

住居専用地域では、主に定住人口の受け皿となる低中層の戸建住宅や集合住宅を誘導し、第一種住居地域では、居住機能と生活利便機能が一体となった暮らしやすい市街地の形成を目指す。

エ 西部丘陵地区

面的・計画的に整備された既存の住宅地では、周辺の地形や植生、緑の連続性などに配慮した憩いを感じられる景観づくりに取り組むとともに、地区計画等の活用により、

低層一戸建ての良好な居住環境を保全する。

オ 市街地周辺部農村集落地区

既存市街地周辺に広がる田園地域に点在する既存集落においては、周辺の営農環境や自然環境と調和した田園居住の場として、集落内道路など生活基盤の適切な管理を推進しながら、居住環境の保全を図る。

②特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

本区域の中心拠点であり、広域の中核都市の顔でもある茂原駅周辺地区は商業・業務施設や中高層住宅等の立地を誘導するため、土地の高度利用に努める。

イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地周辺の既存住宅地においては、居住環境の維持・改善を図りながら、空き家や低未利用地の活用を促進するなどし、居住環境の維持・改善を図る。

丘陵部における面的・計画的に整備された住宅地については、地区計画等により良好な居住環境の保全を図る。

本納駅西側の既成市街地については、引き続き住宅地としての良好な居住環境の形成を図る。また、東側は、新たな魅力・活力の創出に向けた都市機能の誘導や新市街地の整備を目指す。

ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内や集落地の良好な樹林地、生け垣、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

市街地周辺に広がる樹林地・丘陵地については、住民や来訪者の健康・レクリエーションの場、多様な動植物の生息・生育空間など、豊かな自然環境に触れあえる場として、新たな観光交流やレクリエーション空間としての活用を図る。

また、歴史的まち並みや自然景観等、良好な景観資源については、次世代へと継承していくためにも、景観条例及び景観計画に基づき市民協働のもと、適切な保全に努める。

エ 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺に広がる農地は、農林業生産を支える場としてだけでなく、多様な動植物の生息・生育空間、良好な田園景観の形成や保水・遊水機能による防災・減災など、多面的な機能を有しており、農地の適切な保全・管理を図る。

オ 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

本区域を流域とする一宮川水系及び南白亀川水系の河川や、内水により浸水被害の発生した区域については、内水排除ポンプや排水路等の整備など事前防災対策に取り組む。また、丘陵地に指定されている土砂災害危険箇所については、危険区域の周知や避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制など対策の充実に取り組む。

カ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している農地、丘陵地の森林・斜面緑地・谷津空間は都市的土地利用との調整を図りながら、適正に保全・育成を図る。

キ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接した区域においては、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。

3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

広域の中核都市として、人、自転車、自動車が快適に通行できる道路・交通網を構築する。

また、集約型都市構造の観点から、駅周辺等の交通結節拠点にアクセスしやすい交通体系の形成を図る。

このため、本区域を東西・南北に連絡する幹線道路や茂原環状線を基軸として、広域交通ネットワークを構築し、社会経済情勢等の変化を踏まえながら、通過交通と生活交通の分離、適正化を推進する。

あわせて、公共交通や幹線・補助幹線道路網の充実により、通勤・通学、日常の公共サービス、買い物等、市民の利便性を高めるとともに、安全で快適な交通環境の充実を図る。

上記の交通ネットワークの整備方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は以下のとおりとする。

●広域的な幹線道路網の充実

圏央道や国道、主要地方道などの主要幹線道路については、適切な維持・管理に努めるとともに、茂原長南インターチェンジと接続する茂原・一宮道路（長生グリーンライン）、茂原環状線、茂原白子バイパスの整備を推進する。

●区域内の幹線・補助幹線道路網の充実

中心拠点や副次拠点および主要施設において発生・集中する交通を適切に誘導するため、幹線・補助幹線道路を適正に配置し、整備を推進する。

●公共交通機関の充実

本納駅及び新茂原駅の駅前広場や自由通路、及び駅舎等については、駅周辺市街地の整備状況との整合を図りながら、引き続き具体化に向けて取り組む。

また、圏央道の開通による広域道路ネットワークの更なる利活用に向け、既存の東京・羽田・横浜方面の高速バス路線の充実を目指す。

●交通環境の充実

主要な幹線道路では、自転車道、歩行者道を分離するとともに、沿道緑化や無電柱化、その他景観に配慮したまちづくりを推進する。

また、駐車場及び自転車駐車場の整備については、駐車場整備計画に基づき、適正に配置する。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

イ 整備水準の目標

【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約 1.6 km²/km²（令和 5 年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

【鉄道・バス】

茂原駅は、多様な交通手段同士の乗換えが円滑になるよう、乗換案内看板の設置や鉄道ダイヤに合わせたバスのダイヤ改善による利便性向上などにより、交通結節機能の強化を図る。

新茂原駅、本納駅においても鉄道ダイヤに合わせたバスのダイヤ改善等により、交通結末点としての利便性向上を図る。

高速バスについて、維持・充実を図る。路線バスについて、鉄道のダイヤを考慮した運行時刻の調整や、バス乗り場の案内情報の整備により乗り継ぎの利便性向上を目指す。

【広場】

本納駅東口駅前交通広場、本納駅西口駅前交通広場、新茂原駅東駅前交通広場及び新茂原駅西口駅前交通広場の整備を図る。

【駐車場】

公共駐車場については、更なる利用促進に向けた取組みを検討する。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

【主要幹線道路】

- ・茂原・一宮道路（長生グリーンライン）
圏央道から外房地域に向けた流動を受け止める道路として本区域の南部に配置し、整備を推進する。
- ・国道 128 号、主要地方道茂原大多喜線（都市計画道路 3・3・1 号早野渋谷線）
東金市から本区域を経て、大多喜・南房総へ連なる広域的な都市間道路であり、本区域中央部の南北方向の主要な骨格道路として配置し、整備を推進する。
- ・主要地方道千葉茂原線、主要地方道茂原長生線（都市計画道路 3・6・11 号地美長者ヶ台線）
千葉市中心部から茂原駅周辺の中心市街地を経て、太平洋岸へ連なる道路であり、本区域中央部鉄道北側の東西方向の主要な骨格道路として配置し、整備を推進する。
- ・国道 409 号、主要地方道市原茂原線、国道 128 号（都市計画道路 3・4・7 号大芝鷲巢線、都市計画道路 3・5・19 号浜町野巻戸線）
東京湾岸の木更津市、市原市から茂原駅周辺の中心市街地を経て、外房地域へ連なる道路であり、本区域中央部鉄道南側の東西方向の主要な骨格道路として配置

し、整備を推進する。

- ・一般県道茂原環状線

本区域の市街地の外郭を構成し、中心市街地の混雑緩和のため、都市圏間流動を市街地外周へ迂回する役割を果たす道路として配置し、整備を推進する。

【幹線道路】

- ・都市計画道路 3・4・9 号桑原八千代線

市内各地と茂原駅及びその周辺の商業拠点との交流連携強化に資する道路として整備を推進する。

- ・都市計画道路 3・4・10 号小林浜町線

新茂原駅から茂原駅まで広がる住宅地と駅とのアクセス向上に資する道路として配置し、整備を推進する。

- ・都市計画道路 3・3・26 号本納駅東口線

国道 128 号と本納駅東口とを連結し、本納駅橋上化に合わせ基点側には駅前広場を設け、今後の本納駅東地区のまちづくりの骨格道路として配置し、整備を推進する。

- ・都市計画道路 3・4・25 号本納駅西口線

本納駅橋上化に合わせ起点側に駅前広場を設け、今後の本納駅周辺のまちづくりの骨格として配置し、整備を推進する。

- ・都市計画道路 3・3・2 号新茂原駅東口線

新茂原駅橋上化に合わせ起点側に駅前広場を設け、今後の新茂原駅周辺のまちづくりの骨格として配置し、整備を推進する。

- ・都市計画道路 3・3・3 号新茂原駅西口線

新茂原駅橋上化に合わせ起点側に駅前広場を設け、今後の新茂原駅周辺のまちづくりの骨格として配置し、整備を推進する。

- ・都市計画道路 3・4・22 号西部アクセス線

圏央道と本地区中心部とのアクセスの向上、及び茂原にいはる工業団地の産業立地を誘導するため、整備を推進する。

イ 鉄 道

千葉・東京方面への主要な交通手段として、JR 外房線各駅の利便性の向上と輸送力の増強を図る。

ウ 駐車場・自転車駐車場

公共駐車場については、更なる利用促進に向けた取組みを検討する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茂原・一宮道路（長生グリーンライン） ・ 都市計画道路 3・3・1 号 早野渋谷線 ・ 都市計画道路 3・4・7 号 大芝鷺巣線 ・ 都市計画道路 3・5・19 号 浜町野巻戸線 ・ 県道茂原環状線 ・ 都市計画道路 3・4・22 号 西部アクセス線 ・ 都市計画道路 3・4・9 号 桑原八千代線 ・ 都市計画道路 3・4・10 号 小林浜町線 ・ 都市計画道路 3・3・26 号 本納駅東口線 ・ 都市計画道路 3・4・25 号 本納駅西口線 ・ 都市計画道路 3・3・2 号 新茂原駅東口線 ・ 都市計画道路 3・3・3 号 新茂原駅西口線

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道は、衛生的で快適な都市生活を営むため、また河川・湖沼等の公共用水域の水質保全を図るために不可欠な都市基盤施設であり、今後は未整備地区の整備推進を図るとともに、既存ストックの長寿命化や耐震化、機能強化に向けた適正な管理を推進する。

河川は、都市の安全性及び環境保全、景観形成等多様な機能を有しているが、本区域は平坦な地形の影響や、都市の発展等により土地の保水機能が低下し、台風による大雨やゲリラ豪雨等で市街地の一部に浸水や溢水の被害が生じていることから、流出抑制を含めた総合的な治水対策の整備を推進する。

【下水道】

市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。

【河 川】

本区域については、河川の氾濫による家屋の浸水や主要交通網の冠水等、多発する豪雨により、浸水被害に見舞われていることから、洪水による都市機能への被害軽減を図るため、二級河川一宮川水系及び南白亀川水系の河川について、計画的に河川改修や調節池の整備を推進するとともに、適正な管理による流下能力の確保に努める。

さらに、流域における治水対策として、雨水貯留・浸透対策の普及やため池施設の利用等による流出抑制対策、計画的な土地利用と排水施設・調整池等の防災基盤施設の整備を誘導する等、河川と流域の対策を合わせて取り組むことで、治水安全度の確保を図る。

イ 整備水準の目標

【下水道】

経済的・効率的な整備を図るため、人口過密な市街地及び市街地整備の行われる地区を優先的に整備し、汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を図る。

【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域の公共下水道は、現在分流式を採用しているが、当初は合流式を採用していたため、一部合流式が含まれる。川中島処理区のうち、合流区域については既に整備済みであり、現在分流区域の整備を進めている。

汚水及び汚泥処理については、川中島終末処理場において処理を行い、処理施設の整備を図る。

また、公共下水道以外の汚水処理については、農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の普及促進等を図る。

雨水排水については、原則吐口毎に排水区を確立し、地形上 102 排水区域に分かれており、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

イ 河川

一宮川については、浸水被害の軽減に向け、第二調節池の増設等の整備を図る。

赤目川、阿久川、豊田川、三途川、乗川及び梅田川の河川改修を実施しており、また、赤目川では調節池の整備を実施中であり、今後もこれらを推進する。

c 主要施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
下水道	・市単独公共下水道 川中島処理区
河川	・二級河川 一宮川 ・二級河川 赤目川 ・二級河川 阿久川 ・二級河川 豊田川 ・二級河川 三途川 ・準用河川 乗川 ・準用河川 梅田川

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

ア 茂原駅前通り地区

商店街の活性化と居住環境の向上を目的として、中心市街地の土地区画整理事業を推進する。

②市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。

事業名等	地区名称
土地区画整理事業	茂原駅前通り地区

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。

5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、西部及び南部の丘陵・谷津、中央部の市街地とその周辺に位置する田園地域と、多様な地形や土地利用が展開し、豊かな自然とのどかな田園風景を有する良好な居住環境に恵まれている。

また、市街化の進展に合わせ身近な憩いの場や地域資源を生かした交流拠点・水や緑に親しむ場等、魅力ある都市環境の形成が求められている。このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と、必要とされる緑地の確保を次のように進める。

- ・市民が大切に思う農地や樹林地、丘陵緑地の積極的な保全と活用を図る。
- ・どこに住んでいても身近に感じられる総合的な水と緑のネットワークの形成を図る。
- ・市民が自由に集える都市的な公園や広場、施設敷地内空間の整備・充実を図る。

- ・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	令和2年	令和17年	令和27年
都市計画区域内人口 一人当たり目標水準	10.1m ² /人	10.0m ² /人	10.0m ² /人

- ・都市公園数

年次	令和7年	令和17年	令和27年
都市公園数	50	50	50

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

自然生態系の保全、地域特性の保全、生活環境の保全、都市形態の保全等の緑地の系統は、以下の方針で配置計画を行う。

- ・西部及び南部の丘陵・谷津、市街地周辺に配置する田園地域の保全を図る。
- ・ヒメハルゼミ発生地、ミヤコタナゴ生息地等の貴重な自然生態系を維持できる環境の保全を図る。
- ・河川の保全と緑地の骨格として、水と緑のネットワークの主軸となるような緑地軸を一宮川水系、南白亀川水系の各河川堤防に配置する。
- ・無秩序な市街化を防止し、また、地域の住民の健全な生活環境を維持するために市街地周辺に必要な緑地を配置する。

b レクリエーション系統

多様化するレクリエーションに対応した緑地等の系統は、以下の方針により配置計画を行う。

- ・一宮川、阿久川、豊田川、赤目川の水辺地を利用した広場、都市緑地、緑道を配置する。
- ・既設の河川沿い自転車道路を整備し、水と緑のネットワークを構成する。
- ・広域的なスポーツ・レクリエーション・防災機能を充足することを目的とした長生

の森公園の整備を促進する。

- ・ 茂原公園は総合公園としての一層の充実を図るとともに、街区公園、近隣公園、地区公園を適正に配置する。

c 防災系統

災害の防止、災害時における避難地、あるいは排気ガス、騒音等の緩和、緑地の防災機能に着目した緑地の系統は、以下の方針により配置計画を行う。

- ・ 農地・森林等については、それが有する保水、遊水力等の災害防止機能が維持されるよう市街地周辺に配置し、無秩序な市街化を抑制する。
- ・ 河川の堤防補強に資する緑地を配置する。
- ・ 工業施設周辺には隣接地への災害の防止、緩衝・遮断地帯、避難地を兼ねた緑地を配置する。
- ・ 災害時における市街地の安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市街地内に配置するとともに、安全な避難路の整備によるネットワーク化を図る。

d 景観構成系統

地域の特性を生かした都市づくりを目指し、特に本地区の象徴となる景観の形成に配慮した緑地の系統で、以下の方針により配置計画を行う。

- ・ 市街地や集落の背後の森林や緑地については、骨格的な緑地を配置する。
- ・ 丘陵地からの眺望、田園・ねぎ畑の風景、湖沼の風景等は、景観計画に基づき適正な保全に努める。
- ・ 日本さくらの名所 100 選に選ばれている茂原公園、そして豊田川河川敷の桜並木は、本区域を象徴する景観であり、樹木の適正管理、計画的な植栽により保全する。
- ・ 神社・寺院の社寺林については、歴史的かつ象徴的な景観要素として、景観条例等により保全に努める。
- ・ 公共施設については、周囲との調和を図るため緑地を配置する。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a 公園緑地等の施設緑地

ア 住区基幹公園

中心市街地、新市街地において、面的整備・開発にあわせ計画的に整備を図る。

イ 都市基幹公園

市民の休息、散策、運動等の利用に供するとともに、文化活動の涵養等に資するため既存の総合公園である茂原公園及び運動公園である富士見公園の一層の充実を図る。

ウ 大規模公園

広域的なスポーツ・レクリエーション・防災機能を充足することを目的として、自然環境と調和した長生の森公園の整備促進を図る。

b 地域制緑地

樹林地や里山、丘陵地等、緑の骨格を形成する緑地は、開発の動向や建物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地区等により保全を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

a 公園緑地等の施設緑地

種 別	名称等
広域公園	長生の森公園

(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。